

令和7年8月4日
尾花沢市財政課

■ 予定価格の公表方法を変更します

予定価格の公表方法については、入札価格のみによらず、施工能力・技術者の能力・地域性などを含め総合的に評価されることが妥当と認められる一部の工事について事前公表することができるよう今年5月に見直しを図ったところですが、昨今の急激な物価高騰等の影響による不落を防止するため、下記のとおり事前公表とできる入札方式の範囲を拡大することとします。

【改正内容】

① 予定価格公表

【改正前】(R7.5.1～)

原則、予定価格を『事後公表』とする。
ただし、緊急を要する災害復旧工事又は予定価格10億円以上の総合評価一般競争入札による工事は事前公表とすることができる。

【改正後】(R7.8.1～)

⇒

原則、予定価格を『事後公表』とする。
ただし、緊急を要する災害復旧工事又は予定価格10億円以上の工事は事前公表とすることができる。

② 入札回数

【変更無し】(R7.5.1～)

予定価格	入札回数
全て（金額に関わらず）	3回
事前公表の工事	1回

③ 適用月日 令和7年8月1日以降の入札公告から

※「緊急を要する災害復旧工事」とは、被災後すぐに施工する工事（応急工事等）で、見積随意契約5号により発注するものを想定しています。